

監監第77号
令和7年4月17日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井 良清
同	高品 彰
同	前田 一
同	清水 富雄
同	大岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年3月31日に受け付けました住民監査請求（中田中央公園の園内を流れる宇田川流域の草刈りに関するもの）については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「南部公園緑地事務所（以下南部）が所管している」「中田中央公園の園内を流れる宇田川流域の草刈りに関するもの」として、「不当な公金の支出を執行した」と述べています。また、「2023年度に当該指定管理者は水路の草刈りをすることは一度もなかった」ことについて、「基本水準書通りに実施していないにもかかわらず、つまり契約の不履行がありながら、基本水準書で算出した事業費を支払っている」と記載していることから、みどり環境局による当該公園の2023年度の指定管理料の支出（以下、「本件公金の支出」といいます。）について述べているものと解されます。

本件請求書の記載を要約すると、中田中央公園の指定管理に関する基本水準書に示されている事項と、過去に別途発注された水路緑地管理委託の内容が重複しており、結果として、2023年度についても指定管理者が実施すべき施設管理業務（草刈り）が行われていないため、本件公金の支出が違法又は不当であり、横浜市に損害が発生しているという主張と解することができます。また、請求人は、「これ以降2024年の3月末日までこれらの区域の草刈りをしなかった」「基本水準書に決められた通りに草刈りをしなかった」と記載し2024年4月の

（裏面あり）

写真を示しています。

しかし、請求人は、2023 年度（令和5年度）の指定管理において草刈りが行われていなかったとして、2024 年（令和6年）4月の資料を掲示していますが、本件公金がいつ支出されたかを明らかにしていません。

住民監査請求の期間制限について定めた地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第2 項は「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。当監査委員が職権により当該公園の指定管理に係る基本水準書（令和4年3月）を確認したところ、草刈りに関しては10 月までが作業時期として示されていること、一般に指定管理料の金額が月単位で締められ、その翌月末日までに支出されること（横浜市予算、決算及び金銭会計規則（当時）第131条第1項第1号）を考えると、本件公金が2023 年（令和5年）11月末日までに支出されたと推定することができます。そうすると、本件公金の支出から本件請求のあつた 2025 年（令和7年）3月 31 日時点において既に一年を経過していることは明らかです。

また、法第 242 条第2 項の「正当な理由」について、最高裁判所平成 14 年9月 12 日判決は「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和 62 年（行ツ）第 76 号同 63 年4月 22 日第二小法廷判決・裁判集民事 154 号 57 頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」と判示しています。この判決を踏まえると、本件請求が一年を経過したことにつき正当な理由を認めるに足りる客観的事情も窺えません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。